

議事要旨(3) 退職給付（ステップ1）の検討

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、本日は基準及び適用指針の文案並びに開示項目及び今後の進め方について審議されたい旨の説明がなされ、前田専門研究員より、審議事項(3)-1、(3)-2及び(3)-3に基づき文案の内容について説明が行われた。その後引き続き、審議事項(3)-4に基づき開示項目の検討及び今後の進め方について具体的な説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

ある委員より、公開草案における退職給付信託の開示を削除する事務局案に関して、退職給付信託は他の年金資産とはリスク及び流動性の面で質的に異なる特性を有する場合は多いことを勘案すると、信託の開示案を維持すべきとの意見があった。また、別の委員より、公開草案に対して寄せられたコメントには信託の開示案に反対する意見はなく、専門委員会でもこれに賛成する意見が一部にあったことなどを考慮すると、公開草案における信託の開示案を削除するほどの正当な理由は無いのではないかとの意見があった。また、あるオブザーバーより、退職給付信託は個別銘柄の株式が中心であり、ポートフォリオ投資を中心とする他の年金資産とはリスクの特性が質的に異なる場合が多いことから、利用者の観点からは、退職給付信託について一定の開示を行うことが望ましい旨の意見があった。

一方である委員より、新たな基準は現行基準よりも開示項目が相当増加することから、コスト・ベネフィットの観点からは優先順位が劣後する項目は追加すべきでなく、退職給付信託の開示を削除する事務局案に賛成する旨の意見があった。また、別の委員より、信託は通常の年金資産を補完するものであり、あえて一律に信託の開示を求める必要はないとの意見があった。

ある委員より、公開草案における退職給付信託の開示案を削除するとしても、例えば、重要な信託財産を保有している場合には、年金資産の内訳開示の後に資産配分の方針について記載するような開示の工夫の余地はあるのではないかとの意見があった。また、別の委員より、単に信託の開示案を削除するのは望ましくなく、年金資産に占める信託の比率が高い場合には信託の状況について記載することとすべき旨の意見があった。

あるオブザーバーより、公開草案に対するコメントには退職給付信託の開示案の削除を主張する意見が無かったにもかかわらずこれを削除するのであれば、再公開草案が必要な

のではないかと意見があった。これに対してある委員より、コメントでの指摘が無かったとしても、専門委員会からの指摘があり、委員会がそれを妥当と判断した上で公開草案を修正するのであれば、再公開草案の手続を取らないとしても必ずしもデュー・プロセスに反しているとは言えない旨の意見があった。

ある委員より、基準案第 35 項の「概算額」について、実務上解釈にばらつきが生じないよう追加的な説明を検討して欲しい旨の意見があった。また、別の委員より、基準案第 29 項については第 15 項と平仄を合わせてより分かりやすい表現を検討する必要がある旨の意見があった。これらに対して事務局より、文案の表現ぶりについては引き続き検討する旨の回答があった。

西川委員長より、退職給付信託の開示についてはデュー・プロセスの問題と併せて引き続き検討することとし、また結論の如何に関わらず、結論の背景には審議の過程を記載する必要がある旨が述べられた。

以 上